

議案第14号

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する  
条例の制定について

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙の  
とおり定める。

令和4年3月3日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

令和3年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び  
関係条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

## 山都町条例第 号

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年山都町条例第43号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年山都町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の山都町一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「新給与条例」という。)第18条第2項及び改正前の山都町一般職の職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第18条第4項から第6項まで又は第23条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわら

ず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受けるものをいう。以下、この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第18条第2項に規定する規則で定める職員 107.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

山都町一般職の職員の給与に関する条例(平成17年条例第43号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後(案)
<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額(規則で定める職員にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額(規則で定める職員にあっては、<u>100分の100</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第18号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後(案)
<p>(一般給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第2条、第17条第1項、第17条の2第1項並びに第18条第2項及び第5項の規定の適用については、</p>	<p>(一般給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する一般職給与条例第2条、第17条第1項、第17条の2第1項並びに第18条第2項及び第5項の規定の適用については、</p>

一般職給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任用付職員業績手当」と、一般職給与条例第17条第1項中「第7条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第7条の2第1項に規定する職員及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年山都町条例第18号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任用付職員」という。）」と、一般職給与条例第17条の2第1項中「規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める管理又は監督の地位にある職員及び特定任期付職員」と、一般職給与条例第18条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「同表以外の各給料表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各給料表の適用を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」とする。

3～4（略）

一般職給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任用付職員業績手当」と、一般職給与条例第17条第1項中「第7条の2第1項に規定する職員」とあるのは「第7条の2第1項に規定する職員及び山都町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年山都町条例第18号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任用付職員」という。）」と、一般職給与条例第17条の2第1項中「規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める管理又は監督の地位にある職員及び特定任期付職員」と、一般職給与条例第18条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」と、同条第5項中「同表以外の各給料表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各給料表の適用を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」とする。

3～4（略）

## 令和3年人事院勧告に伴う給与条例等改正の概要

- 国、熊本県及び周辺自治体の動向を踏まえ、一般職の職員に支給する期末手当の支給割合を0.15月引下げる。
- 〈特例措置〉昨年12月の期末手当引下げ相当額を本年6月に支給する期末手当で調整する。

### 【期末手当調整のイメージ】

◎ R3.12月に改定していた場合

	R3改定前		R3.12改定後		R4年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当支給率	1.275	1.275	1.275	<b>1.125</b>	<b>1.2</b>	<b>1.2</b>
勤勉手当支給率	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95
計	4.45		<b>4.3</b>		<b>4.3</b>	

◎ R3.12月の改定を見送った場合【山都町】

	R3改定前		R3.12引下げ分		R4年度	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
期末手当支給率	1.275	1.275		<b>△0.15</b>	<b>1.2</b>	<b>1.2</b>
勤勉手当支給率	0.95	0.95			0.95	0.95
計	4.45		<b>△0.15</b>		<b>4.3</b>	

【令和4年6月支給の期末手当で調整する額】

R4.6支給額から減額調整

例：12月期末手当の基礎額を100円とした場合（一般職の例）

- ① 12月支給済額(改定無)  $100円 \times 1.275 = 127.5円$
- ② 12月改定有だった場合  $100円 \times 1.125 = 112.5円$
- ③ 調整額 (①-②)  $127.5円 - 112.5円 = 15円$

※今回の特例措置（附則第2項で規定）による算定方法

- ④ (12月支給済額)  $127.5 \times 15 / 127.5 = 15円$  (③=④)